

担当課(子ども家庭課)

結果 (途中 終了)
平成27年4月1日時点

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	保育施設等の運営に関する基準	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 運営に関する基準を定めることで教育・保育の質の向上が見込まれる。
名称	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		
概要	特定教育・保育施設(市が新制度における給付の対象と確認する教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所))、特定地域型保育事業(市が新制度における給付の対象と確認する地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育))の運営に関する基準を定める。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	幼稚園や保育所等を通じて開催チラシを配布する等の周知をすることで、合計50名の方に意見交換会に参加していただき貴重な意見を頂戴することができた。条例案については、国の基準に基づく内容であり、修正することはなかったが、市の子育て支援全般においても多数の意見を頂戴することができたので、今後の参考としたい。		

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<p>・審議会 平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であり、新制度開始に伴い子ども・子育て支援事業計画の策定、関連条例等を整備する必要がある。当該審議会(流山市子ども・子育て会議)では既に計画策定の審議中であり、関連条例等についても同審議会において同様に専門的な見地から審議することが適当であると考え。</p> <p>・意見交換会(タウンミーティング) 当該条例は、子ども、子育て支援といった市民生活に密接に関連する事項であることから、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できることから、当初パブリックコメントの実施を検討していた。また、新制度の開始に伴う事務手続きの開始時期や、市民等の関係者への周知期間を考慮するに、平成26年9月議会での条例案の提出が必要である。しかしながら、当該条例等の基準に係る府省令等の公布が遅れたことから、パブリックコメントの実施に係る事務手続きの準備期間が不足しているため、素案に対する具体的な案を直接聞くことのできるタウンミーティングを実施することが適当であると考え。</p>
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
審議会 流山市子ども・子育て会議	<p><HP> 開催約2週間前から掲載</p> <p><広報紙> 開催約1週間前の号</p>	-	-	<p><第5回会議>(諮問) H26年4月25日</p> <p><第6回会議>(答申) H26年5月9日</p>	委員数 13名	<p><委員の構成> ・児童福祉サービスの提供を受ける者 1名 ・児童福祉サービスを提供する者 1名 ・私立幼稚園協会を代表する者 1名 ・民間保育園協会を代表する者 1名 ・学童保育連絡協議会を代表する者 1名 ・主任児童委員 1名 ・学識経験を有する者 1名 ・教育委員会の職員 1名 ・市民等 5名(個人3名、NPO法人2団体からの代表者2名)</p>	<p><HP> 随時、配布資料と会議録を公開</p>	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>	・保育ボランティアを実施した。	<p><委員の公募について> ・公募委員の枠 5名 ・委員募集期間 H25年4月11日～H25年5月2日 ・選出方法 書類選考及び面接選考 ・応募者数 13名 ・決定数 5名</p>
意見交換会 (タウンミーティング)	<p><HP> H26年7月～</p> <p><広報紙> H26年7月21日号</p> <p><ポスター> H26年7月～</p> <p><チラシ> H26年7月～</p>	-	-	<p>①H26年7月26日 10時～11時30分 北部公民館</p> <p>②H26年7月26日 14時～15時30分 東部公民館</p> <p>③H26年7月27日 10時～11時30分 南流山センター</p> <p>④H26年7月27日 14時～15時30分 水道局</p>	<参加者数> ①11人 ②7人 ③17人 ④15人	-	<p><HP> 随時、配布資料等を公開</p>	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>	・保育ボランティアを実施した。	
								<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>案を修正しなかった</p> <p>その他</p>		

